

委員会提出議案第 1 号

全国の義務教育諸学校の給食費無償化の実施を求める意見書の提出について

全国の義務教育諸学校の給食費無償化の実施を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 2 4 日 提出

秦野市議会文教福祉常任委員会
委員長 福 森 真 司

提案理由

子どもたちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食を提供するため、国において財源確保を行い、全国の義務教育諸学校の給食費無償化を早期に実現するよう、国に意見書を提出するものであります。

全国の義務教育諸学校の給食費無償化の実施を求める意見書

学校給食の役割が明記されている学校給食法では、児童・生徒の心身の健全な発達や食に関する理解、判断力の育成が目的として規定されており、教科学習と並んで学校教育の大きな柱になっている。給食は、食事のマナー、栄養教育、食をめぐる自然や地域との関わり、伝統食を学ぶとともに、配膳、片付けを協力して行うなど、貴重な教育の機会である。

現在、学校給食の経費負担は、実際に必要な施設及び設備に要する経費とその運営に要する経費は設置者の負担と位置付けられているが、それ以外の経費は保護者の負担となっている。

近年の物価高騰と実質賃金の目減りが続く中で、貧困対策だけでなく、子育て支援や少子化対策として、給食費を全額補助による無償化や、一部補助を行う市町村も増えている。無償化で全額を公費負担とすることは、安定的な給食の提供にもつながるが、市町村財政を圧迫するなどの懸念が生じ、実施に踏み切れない市町村も少なくない。

そのような状況のもと、今国会で、給食費の無償化が議論され、石破内閣総理大臣が令和8年度から小学校給食の無償化を行う考えを示し、8年度予算策定時の骨太の方針に反映させるための制度の大枠を7年5月中旬に決定するとしている。

したがって、国においては、子どもたちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食を提供するため、財源の確保を含め、全国の義務教育諸学校の給食費無償化を実現するよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
様

秦野市議会議長 横山 むらさき